

役員報酬及び旅費規程

【 名 称 】

第 一 条 保育所を創る会 役員・評議員報酬規定とする

【 目 的 】

第 二 条 こどものくに保育園の円滑なる運営のために力を尽くした役員・評議員に報酬を支払うものである

【 対 象 】

第 三 条 評議員会、理事会、又は監事会に出席した者

【 報 酬 額 】

第 四 条 その額は出席1回につき5000円とする

【 報酬の辞退 】

第 五 条 出席した役員・評議員より報酬の辞退を理事長に申し出がある場合は支給しない

【 旅 費 】

第 六 条 出張の場合は交通費及び参加費を支払う
市外よりの出席役員・評議員の場合は旅費を支払う
但し、出席回数による

【 支給方法 】

第 七 条 翌年度の総会時に支給する

附 則 この規程は平成14年4月1日より施行する
この規程は平成29年4月1日より施行する
この規程は平成30年5月19日より施行する